

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づく診療を行っている<保険医療機関>です

#### <電子的診療情報連携体制整備加算>

当院では、医療 DX 推進体制整備を基本としつつ、更なる関連サービスの活用による質の高い医療の提供について以下のように対応します。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制を有しています。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、電子カルテメーカーと協議中です。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。
- ・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制と、厚生労働省が認証した電子カルテ製品を使用しています。

#### <外来・在宅ベースアップ評価料（I）>

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働くすべて職員の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることが出来るようにするための取り組みを令和 6 年 6 月から厚生労働省に届出しております。このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は医療現場で働く職員（院長ほか役員以外）の賃上げにすべて充てられます。ご理解くださいますよう、お願い致します。

#### <明細書発行体制加算>

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

### <一般名処方加算>

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

### <夜間早朝等加算>

下記の時間帯に受付をされた場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、夜間早朝等加算50点を診察料に加算させていただきます。

平日：18時以降　土曜日：12時以降

### <運動器リハビリテーション（I）>

当院では厚生労働省が定めた運動器リハビリテーション（I）の施設基準を満たしております。